

都市計画総括図作成委託業務

特記仕様書

海津市役所 建設都市計画課

海津市都市計画総括図作成委託業務 特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、「都市計画総括図作成委託業務」（以下本業務という。）に必要な作業方法を定めるものとする。また、本業務は、本特記仕様書並びに契約書によるほか、一般共通事項によるものとするが、重複する事項については本特記仕様書を優先するものとする。

(業務の目的)

第2条 本業務は、令和7年度及び令和8年度に海津市が実施した都市計画決定をもとに都市計画総括図の更新を行うとともに、岐阜県域総合型GIS(PasCAL for LGWAN)にデータを搭載し、市民公開することで、住民サービスを向上させることを目的とする。

(準拠法令等)

第3条 本業務は、本特記仕様書によるほか以下の法令・規程等に準拠し実施するものとする。

- (1) 測量法及び同施行令並びに同施行規則
- (2) 海津市公共測量作業規程（作業規程の準則準用 国国地第217号）
- (3) 空間情報活用推進基本法
- (4) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014
- (5) 都市計画法及び同施行令並びに同施行規則
- (6) 海津市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画
- (7) 海津市契約規則
- (8) その他関係法令及び規程等

(疑義)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、本特記仕様書に明示無き事項又は疑義を生じたときは、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

(業務着手時の提出書類)

第5条 受注者は、本業務の契約締結後、速やかに以下の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者届 ※資格証明書の写し
- (5) 公的資格の認証取得証明書

(監督員)

第6条 発注者は本業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

また、監督員は契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(管理技術者の資格等)

第7条 本業務に従事する管理技術者は、業務委託契約書に掲げる責務を履行し、技術上の管理、推進を行うものとし、技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、過去5年以内に都市計画総括図作成の実績がある者とする。

また、本業務での GIS の取扱いを行う技術者として、空間情報総括監理技術者の資格を有したものを配置することとする。

(進捗状況報告)

第8条 本業務実施期間中、受注者は適正な業務を遂行するため、作業進捗状況を月報等により報告しなければならない。また、発注者が報告を求めた場合は速やかに報告するものとし、発注者が中間検査の必要を認められた場合は、随時中間検査を受けるものとする。

(損害賠償)

第9条 受注者の原因により第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

(公的資格)

第10条 受注者は適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、以下に示す資格を取得し、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

- (1) IS027001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (2) IS09001（品質管理システム）
- (3) JIS Q15001（プライバシーマーク）
- (4) LGWAN-ASP 登録資格
- (5) DX 認証

(貸与資料)

第11条 受注者は、発注者により貸与された物品及び資料について、借用書を提出して責任保管するものとし、常に管理状況を明らかにするものとする。なお、本業務において、発注者が貸与する資料は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 令和元年度都市計画基本図データファイル | 1式 |
| (2) 都市計画決定資料データ | 1式 |
| (3) 都市計画情報データ（Shape 形式） | 1式 |
| (4) その他、発注者が必要と認める資料 | 1式 |

(打合せ等)

第12条 受注者は、本業務の実施期間中において、発注者と緊密な連絡を保ち、作業を遂行しなければならない。打合せ事項について受注者は、その都度作業打合せ協議簿を発注者に提出するものとする。

(業務の完了)

第13条 本業務が完了した時は、受注者は速やかに完了届、納品書と併せ成果品を納入し、管理技術者立会いの上、発注者の検査を受け、必要のある時は訂正し、検査合格により完了するものとする。

(契約不適合責任)

第14条 本業務完了後、受注者の責任による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担にて行うものとする。

(成果品の帰属)

第15条 本業務における成果品は、全て発注者に帰属する。また、受注者はその使用权を有し、複製、頒布及び二次利用を行うことができる。ただし、使用权に基づく使用を行う場合については、文書により著作権者に申請を行い、承認を得るものとする。

(工期)

第16条 本作業の工期は、契約締結から令和8年10月30日までとし、納入場所は海津市役所建設都市計画課とする。

第2章 作業内容

(業務概要)

第17条 本業務の業務概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 都市計画情報データ作成
- (3) 都市計画総括図及び用途地域拡大図作成
- (4) 公開型GIS設定
- (5) 成果とりまとめ

(計画準備)

第18条 本作業の目的、仕様、工期を考慮して、合理的に業務を遂行するために各工程別に細部計画を立案するものとする。

(都市計画情報データ作成)

第19条 発注者より貸与された都市計画決定データ(Shape形式)を活用して、下記の地域における都市計画情報データを作成するものとする。

【用途地域指定】

- ・南濃町駒野駅周辺地区
- ・平田町今尾周辺地区
- ・海津市役所周辺地区
- ・駒野工業団地周辺地区

【特定用途制限地域指定】

- ・海津スマートIC周辺地区

【都市計画道路】

- ・養老輪之内海津線
- ・安江日原線

また、用途地域の指定に伴い建築形態規制区域を変更することから、建築形態規制区域データ(Shape形式)の修正を行うものとする。

(都市計画総括図及び用途地域拡大図作成)

第20条 令和元年度に作成した都市計画基本図(1/25,000)を背景地形図とし、前条で作成した都市計画情報データ等をもとに、都市計画総括図(1/25,000)を作成し、印刷を行うものとする。
また、各用途地域の拡大図について、A3におさまる任意の縮尺で作成するものとする。

(公開型GIS設定)

第21条 前条までに作成したGISデータを岐阜県域統合型GIS(庁内型・公開型)に搭載するものとする。

庁内に搭載する際は、閲覧・編集・出力・印刷等ができるようにシステム設定・調整・権限付与を行うものとする。

公開型に搭載する際は、受注者は新たにマップを作成するものとし、マップ名、レイヤ設定等の詳細は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

なお岐阜県域統合型GIS搭載時には問題なく表示されるかの確認を、発注者、受注者が同席の上で確認を行うこととし、不具合が生じた場合は、受注者の責任においてデータエラーがなくなるまで修正を行うこととする。

(成果とりまとめ)

第22条 前条までの作業をとりまとめ、業務報告書を作成する。

第3章 成果品

(成果品)

第23条 納入すべき成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 都市計画決定データ (Shape 形式) | 1 式 |
| (2) 都市計画総括図 (1/25,000、PDF 形式) | 1 式 |
| (3) 都市計画総括図印刷図 (1/25,000) | 100 部 |
| (4) 各用途地域拡大図 (PDF 形式) | 1 式 |
| (5) 業務報告書 | 1 式 |
| (6) その他発注者が必要と認めたもの | 1 式 |